

平成25年労第412号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に会社Aに雇用され、トラック運転業務や荷物の取扱い業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日にB整形外科に受診し、「腰椎椎間板変性症、左膝窩部痛、腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病の発症原因について、長年のトラック運転業務や、荷物の積降し業務が腰部に負荷を与えて発症したと主張するものであるが、腰痛の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体要因や日常生活要因が関与しており、腰部等に負担のかかる作業と同様な動作は、日常生活の中にも多数存在しているものである。

(2) 請求人に発症した本件疾病は、「業務上腰痛の認定基準等について（昭和51年10月16日付け基発第750号）」（以下「認定基準」という。）に定める災害性の原因によらない腰痛であり、請求人の作業形態や重量物の取り扱い状況等について検討したところ、相当長期間業務に従事した場合の認定基準に該当するものとは認められない。

(3) 提出された医証及びその他の資料について以下に検討する。

ア C医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「傷病と労務の因果関係は、おそらくは有」と述べ、審査官からの聴取書において、本件疾病の原因について「請求人がトラックの運転と重量物の取扱い業務を行ってきたこと以外に腰痛の原因はないとのことであつたので、業務が原因と考えた。」と述べている。

イ 一方でD医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「長距離運転業務や重量物取扱い業務だけで、本件疾病を発症させたと断定する根拠はない。過体重や椎間板脆弱性など他の要因も関与するので断定できない。」と述べている。

ウ また、E医師も、平成○年○月○日審査官作成の聴取書によれば、要旨、「X線写真ではL5とS1の椎間の狭小化が認められるが、通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるものではない。腰痛について、体重増加や

不眠による体力の減退なども腰痛を悪化させる原因となる。本件疾病と、「トラック運転業務や重量物取扱い業務との間に相当因果関係はないと考える。」と述べている。

エ 上記医師の意見からすると、C医師の意見は、請求人の業務状態等に関する陳述を基に一般論としての意見を述べたものと判断されるので採用することはできず、請求人が従事した重量物の取扱い状況や業務内容等を考察すると、本件疾病と業務との間に相当因果関係が認められないとするD医師やE医師の意見は妥当なものであると判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。